

官民連携アドバイザー支援業務 企画提案募集要項

本業務では、民間事業者が持つ知恵やアイデア、創意工夫を行政サービスに生かし、限られた人材や財源の中で多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、官民連携アドバイザーによる助言等の事業支援を行う。

この事業の受託者を選定するため、官民連携アドバイザー支援業務（以下「本業務」という。）に係る企画提案を下記のとおり募集する。

記

1 業務名

官民連携アドバイザー支援業務

2 業務内容

「官民連携アドバイザー支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 契約期間・履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日

ただし、本業務の履行期限は契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日までとする。

4 委託費上限額

2, 0 8 1, 2 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※委託料のうち、4 1 6, 2 4 0 円について、PFS（成果連動型民間委託契約方式）分を含む。

5 参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が

別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

(4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(5) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

日 程	内 容	備 考
7月29日（水）	公募（ホームページ掲載）	
8月3日（月）17時まで	質問事項受付期限	
8月6日（木）17時まで	質問に対する回答（県）	
8月10日（月）17時まで	参加申込期限	
8月13日（木）17時まで	参加資格確認結果通知（県）	
8月20日（木）15時まで	企画提案書の提出期限	
8月24日（月）	一次審査（書類審査）結果通知（県）	
8月27日（木）	二次審査（プレゼンテーション）	・ 予備日 9/1（火） ・ 参加が必須要件
9月中	二次審査結果通知（県）・契約	

7 質問及び回答に関する手続き

(1) 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

【質問方法】

募集要項の内容等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、下記メールアドレスに送信するものとする。

（メールアドレス）a2440-05@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【質問書】官民連携アドバイザー支援業務

【質問受付期間】

令和8年8月3日（月）17時まで

(2) 質問の回答

質問の回答は、令和8年8月6日（水）以降、県ホームページに掲載する。

8 企画提案参加申込及び参加資格の確認

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申込を行うこと。

(1) 提出書類

- ・企画提案競技参加申込書（様式第2号）
- ・会社概要（様式第3号）

※併せて会社概要パンフレット等の PDF ファイルを添付すること。

(2) 提出先

電子メールにより、以下のメールアドレスあてに提出すること。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

（メールアドレス）a2440-05@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【企画提案参加申込】官民連携アドバイザー支援業務

（電話）048-830-2129

(3) 提出期限

令和8年8月10日（月）17時まで

9 企画提案書等の提出

企画提案競技の参加者は、以下により、企画提案書及び見積書を作成し、電子メールで提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- ・企画提案書の様式は任意とするが、日本工業規格 A 4 判横型用紙で印刷できるように作成すること。
- ・提案書のファイル形式は Microsoft PowerPoint 形式または PDF 形式とすること。
- ・提案書の構成は以下のとおりとすること。

① 表紙

- ・表題（官民連携アドバイザー支援業務企画提案書）
- ・応募者の所在地、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

② 目次

③ 提案内容等

- ・仕様書に記載されている各提案事項について、それぞれ具体的に記載すること。

イ 見積書

- ・様式は任意とする。
- ・本業務について、項目、単価等の積算内訳を明らかにすること。
- ・宛名は「埼玉県知事大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

(2) 提出先

- ・電子メールにより、以下のメールアドレスあてに提出すること。

- ・メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

（メールアドレス）a2440-05@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【提案書等】官民連携アドバイザー支援業務

(電話) 048-830-2129

(3) 提出期限

令和8年8月20日(木) 15時まで

(4) その他

- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、添付書類の不足など書類に不備がある場合は、補正を命じることがある。

10 契約先候補の選定方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定する。

(1) 第一次審査(書類審査)

- ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案競技の参加者が3者以下の場合は、提出書類を確認後、「(2) 第二次審査(プレゼンテーション)」の審査のみを実施する。
- イ 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和8年8月24日(月)に電子メールで通知する。
- ウ 第一次審査通過者は、3者以内を想定している。
- エ 第一次審査通過者については、以下「(2) 第二次審査(プレゼンテーション)」の審査を実施する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

- ア 第二次審査(プレゼンテーション)は、令和8年8月27日(木)、9月1日(火)のいずれかに開催予定である。開始時間、会場、開催方法(オンライン又は対面)等の詳細については、第一次審査通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで通知する。
- イ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行うこと。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とする。
- ウ プレゼンテーションの時間は30分、質疑の時間を15分とする。
- エ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。
- オ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトリーダー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。なお、審査に参加できる人数は、3名以内とし、参加した者が分担して説明、質疑に対する回答を行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めること。
- カ 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、令和8年9月

上旬に電子メールで通知する予定である。

11 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「官民連携アドバイザー支援業務企画提案評価基準書」及び「官民連携アドバイザー支援業務評価項目一覧」を参照すること。

12 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議を行う。

13 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、県ホームページに掲載する。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて契約の相手方となる提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 契約保証金について

(1) 「11 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第 8 1 条第 1 項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の 100 分の 10 以上)を納めること。

(2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 提出書類に不足があるもの。
- カ 企画提案協議参加申込書等に代表者の記名がないもの。
- キ 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
- ク 見積金額を訂正したもの。
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。

イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。

15 問い合わせ先

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課 TX 推進・行政改革担当 橋本

(住所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (本庁舎 2 階)

(メールアドレス) a2440-05@pref.saitama.lg.jp

(電話) 048-830-2129